

群馬東部水道企業団工事検査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、企業団が執行する建設工事（以下「工事」という。）の完成検査に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この要領は企業団が執行する工事を対象とする。

(検査員)

第3条 検査は、群馬東部水道企業団工事検査規程（以下「検査規程」という。）により指定された専門及び指定検査員が行うものとする。

(検査準備)

第4条 工事の監督を行う担当課の長は、工事の検査契約関係書類等必要な書類を整えるとともに、監督員は関係者に命じて、次の各号に掲げる準備を行うものとする。

- (1) 工事区間又は、工事施設に測点及び主要構造物の寸法をペイント等で明記しておくこと。
- (2) 写真機、黒板（縦30センチメートル、横50センチメートル程度のものとする。）、測量器具、その他検査に必要な機械器具を用意すること。
- (3) 必要に応じ、破壊検査に必要な機械器具を用意すること。
- (4) 検査の際、必要な交通整理用具、標識灯を用意すること。
- (5) 工事の基準となる点を明示すること。

(検査基準)

第5条 工事の検査は、群馬県建設工事完成検査実施要領における群馬県建設工事検査基準（別紙）に準拠して行うものとする。

(許容範囲)

第6条 工事の検査において合格として許容する範囲は、群馬県土木工事施工管理基準及び規格値によるものとする。

(工事成績評定)

第7条 工事成績の評定は、群馬東部水道企業団工事検査成績評定要領により行うものとする。

(完成通知の取り扱い)

第8条 工事担当課長は、請負者から工事完成届の提出があり、その完成を確認したときは、

検査規程第12条第1項により、速やかに検査依頼書を検査担当課長に提出するものとする。

2 検査担当課長は前項の通知を受けたときは、検査規程第12条第2項により工事担当課長に通知するものとする。

(検査後の措置)

第9条 検査担当課長は検査の結果、契約条件に適合しないと認めたときは、検査規程第16条及び第17条の措置をとらなければならない。

(検査結果の報告及び通知)

第10条 検査担当課長は、検査を完了したときは検査調書等を作成し、企業長に報告するとともに、その結果を工事担当課長に通知しなければならない。

また、完成検査に於いては、併せて請負者に通知しなければならない。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。